

使用開始等届出について

お住まいの地区が、公共下水道の処理区域となり、使用する排水設備が公共下水道に接続された方は、速やかに『使用開始等届』が必要となります。また、使用開始後住所、使用水、人数や名義人等届出内容に変更が生じた場合は、そのつど各種届出が必要です。

特に井戸水使用のご家庭は、人数や使用水に変更があった場合、または休止した場合は使用料が増減する等の影響がありますので、忘れずに届出をお願いします。

住民票の異動をただけでは自動的に下水道の使用開始、休止、人数変更とはなりませんのでご注意ください。

使用水	届出要件		届出区分	
水道水のみ	世帯転入		開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居			
	世帯転出		休止	
	区域外へ世帯転居			
	使用名義人の変更		その他(使用者変更)	
	※水道水以外の水を追加又は変更		その他(使用水変更)	

水道・井戸水併用	世帯転入		開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居			
	世帯転出		休止	
	区域外へ世帯転居			
	使用名義人の変更		その他(使用者変更)	
	使用者人数の増・減		その他(人数変更)	
	※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	検査確認を要す	その他(使用水変更)	

井戸水のみ	世帯転入		開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居			
	世帯転出		休止	
	区域外へ世帯転居			
	使用名義人の変更		その他(使用者変更)	
	水道水の追加及び変更		その他(使用水変更)	
	使用者人数の増・減		その他(人数変更)	
	※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	検査確認を要す	その他(使用水変更)	

平成30年1月検針分より使用料の賦課・徴収事務は千葉県企業局に委託しています。
上記の手続き及び料金等のお問い合わせは、県水お客様センターまでご連絡お願いいたします。
※については鎌ヶ谷市にお問い合わせください。

県水お客様センター

平日 8:45~18:00 土曜 8:45~17:00 / TEL 0570-001245 (ナビダイヤル)

公共下水道使用開始等届

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

① 届出人	住所	新鎌ヶ谷2-6-1
	氏名	鎌ヶ谷 太郎
	電話	047-445-1141

鎌ヶ谷市下水道条例第14条の規定により、次のとおり届出します。

②	区分	開始・休止・廃止・その他（ ）		
③	使用場所	鎌ヶ谷市～		
④	使用区分	一般家庭	営業	（ ）
⑤	確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号
⑥	開始等年月日	年 月 日	使用人員	人
⑦	使用水の種類	水道（水栓番号 ）井戸水		
⑧	使用者変更の場合	新使用者		
		旧使用者		
⑨	備考			

- ① 届出人（下水道使用料名義人）、住所、氏名、電話番号を記入して下さい。
- ②、④ 該当する場所に○印を付けてください。
- ③ 公共下水道を使用される現地住所を記入して下さい。
- ⑤ 確認年月日はご記入する必要はありません。
- ⑥ 水を使い始めた日、または水を使わなくなる日を記入して下さい。
- ⑦ 使用されている水の種類に○をして下さい。水道を利用のお客様は、水栓番号（お客様番号 080 から始まる番号）を記入して下さい。（井戸のお客様は水栓番号をご記入する必要はありません）
- ⑧ 下水道名義を変更されるお客様はご記入下さい。（死亡による変更、転居による変更等）
- ⑨ 請求者名、請求先が③と違う場合、転居する方は送付先、新住所を記入して下さい。